

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八 年 一 月 一 二 三 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
広島マークリニック	広島市中区大手町二丁目一一四 広島本通マ ークビル三F	令和 八・三・一
本通眼科	広島市中区本通七番二五号高橋ビル一F	令和 八・三・一
さくま泌尿器科	広島市中区鉄砲町九一一〇湯浅ビル五階	令和 八・三・一
広島駅内科・こどもクリニック	広島市南区松原町一ー二ekie二階	令和 八・三・一
伊達眼科医院	広島市南区松原町一番二号ekie二階	令和 八・三・一
医療法人社団 正岡産婦人科病院	広島市中区猫屋町四一六	令和 八・三・一
さとう内科循環器科	広島市安佐南区緑井五丁目九一九	令和 八・三・一
祇園すやま眼科クリニック	広島市安佐南区山本三丁目一番一〇号	令和 八・三・一

名 称	武皮膚科医院	かなたクリニック	竹本内科循環器科	福山市東川口町五丁目一七一一八	福山市大黒町一一八	
所 在 地	東広島市西条町御園字二〇四九一一			福山市大黒町一一八	福山市東川口町五丁目一七一一八	
指 定 年 月 日	令和 八 ・ 三 ・ 二		令和 八 ・ 三 ・ 三		令和 八 ・ 三 ・ 一	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月一十三日

中国四国厚生局長

依田泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイリス歯科	広島市安芸区矢野東二丁目二二三番一五号	令和 八・三・一
広島駅ビル歯科医院	広島市南区松原町一一二e k i e二階	令和 八・三・二三
明王台クリニック	福山市明王台一一五十八	令和 八・三・一八
伊藤歯科医院	三次市三良坂町三良坂七四六一一	令和 八・三・一
なのはな歯科クリニック	安芸郡熊野町出来庭九一九一一〇	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十三日

中国四国厚生局長

依田泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	申 済 局	申 済 局	申 済 局	申 済 局	申 済 局	申 済 局	申 済 局	申 済 局	申 済 局
かりん薬局	広島市中区千田町一丁目七一一	令和八・三・一	有限会社 有朋堂薬局	つつじ薬局	もみじ薬局	コスモス薬局 小網町店	吳共済病院前店	ウオーンツ薬局	川北薬局	ヨコヤマ薬局	府中市鶴飼町七〇七
依田泰	中国四国厚生局長	令和八年一月二十三日	かりん薬局	つつじ薬局	もみじ薬局	コスモス薬局 小網町店	吳共済病院前店	ウオーンツ薬局	川北薬局	ヨコヤマ薬局	府中市鶴飼町七〇七
泰	依田泰	中国四国厚生局長	かりん薬局	つつじ薬局	もみじ薬局	コスモス薬局 小網町店	吳共済病院前店	ウオーンツ薬局	川北薬局	ヨコヤマ薬局	府中市鶴飼町七〇七

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しわち薬局	三次市下志和地町七〇三一一二	令和 八・三・三一
東城もみじ薬局	庄原市東城町東城三六二一二	令和 八・三・一